

社会福祉法人清光園役員等の報酬及び旅費に係る規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清光園定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事長、理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 理事長の報酬は、1回の業務につき5,000円を支給する。

2 社会福祉法人清光園定款第10条に規定する評議員会及び第25条に規定する理事会に出席する役員等に対する報酬は、1回につき5,000円を支給する。

3 社会福祉法人清光園定款第20条に規定する監事による監査に対する報酬は、1回につき7,000円を支給する。ただし、監査担当理事の報酬は、1回につき5,000円を支給する。

4 社会福祉法人清光園福祉サービスに関する苦情解決取扱要領に規定する苦情解決第三者委員会に出席する第三者委員に対する報酬は、1回につき3,000円を支給する。

(旅費の支給)

第3条 役員等が職務のために出張をしたときは、社会福祉法人清光園旅費規程を適用する。ただし、県内旅行の出張手当は、1日につき、1,100円を支給し、第13条第2項及び第3項の規定は、適用しないものとする。

(当法人職員給与、旅費との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与、旅費を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬、旅費は支給しないものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月1日から実施する。

2 従前の社会福祉法人清光園役員等の報酬及び旅費に係る規程(平成27年4月1日適用)は、平成29年5月31日をもって廃止する。